# 文京区一般任期付職員
# （心理・係長級）募集案内

令和８年11月６日
文　　京　　区

| | |
|---|---|
| **●申込受付期間** | 令和８年11月６日（金）～令和８年12月３日（木） |
| **●申込受付方法** | インターネット |

今回の選考における任期付職員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第３条第２項の規定に基づき、専門的な知識経験が必要とされる業務に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

勤務条件（勤務時間、休暇、服務等）については、任期が定められていること以外は、原則として任期の定めのない常勤職員と同様です。ただし、一部に例外があります。

## １　職種、職務内容及び採用予定数等

| 募集する職 | 職務の級 | 採用予定数 | 主な職務内容 |
|---|---|---|---|
| 心理 | 係長級 | １人 | ⑴　困難度の高い相談援助業務を担う職員への専門的な助言及び後方支援<br>⑵　相談援助業務に従事する職員の専門性向上に向けた指導・育成<br>⑶　支援者支援に係る組織的な取組の企画、調整及び推進 |

## ２　受験資格

| 職・職務の級 | 受験資格 |
|---|---|
| 心理（係長級） | 年齢、国籍（※１）を問わず、以下の⑴から⑷までの条件を全て満たしている者<br>⑴　学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科もしくはこれに類する課程（教育学部や社会学部の心理学専攻など）を修めて卒業した者、又は学校教育法に基づく大学院において、心理学を専攻する課程もしくはこれに類する課程を修了した者<br>⑵　民間企業、地方自治体等における業務従事歴（※２）を12年以上有し、そのうち、児童相談所における児童心理司としての業務並びに相談援助業務に従事する職員への専門的な助言及び後方支援に係る業務に従事した経験を有し、これらの業務に従事した経験を通算して10年以上有すること。<br>⑶　地方公務員法において選考を受験できないとされる者に該当しない者<br>⑷　現に文京区の常勤職員（教育公務員、任期付職員及び臨時的任用職員を除く。）でない者 |

（※１）　日本国籍以外の方は、「出入国管理及び難民認定法別表第２（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」であることが条件となります。

（※２）　週20時間以上従事した経験を対象とします。

## ３　任期

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで（５年間）

## ４　主な勤務場所

文京区児童相談所（東京都文京区小石川三丁目 14 番７号）※　屋内全面禁煙

## ５　選考内容

⑴　第一次選考

| | | |
|---|---|---|
| 選考方法 | 書類選考 | インターネットによる申込時の申請内容及び職務経歴書等シートにより、書類選考を行います。 |
| 合格発表 | 令和８年 12 月中旬以降（予定）<br>※合否にかかわらず、申込者全員に結果通知を郵送します。 | |

⑵　第二次選考

第一次選考合格者を対象に実施します。

| | |
|---|---|
| 選考方法 | 面接 |
| 実 施 日 | 令和８年 12 月中旬以降（予定） |
| 場　　所 | 文京区役所（東京都文京区春日一丁目 16 番 21 号） |

**※　詳細は、第一次選考合格発表に併せて通知します。**

⑶　最終合格者発表

第一次選考及び第二次選考の結果を総合的に判断し、最終合格者を決定します。

| | |
|---|---|
| 最終合格者発表 | 令和８年 12 月下旬以降（予定）<br>（合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。） |

## ６　申込手続

インターネット（LOGO フォーム）からお申し込みください。

| | |
|---|---|
| 申込方法 | 下記のＱＲコードを読み取り、画面の指示に従い、全ての必要項目を正しく入力するとともに、文京区ホームページ（https://www.city.bunkyo.lg.jp/b006/p006742.html）からダウンロードした職務経歴書等シートに必要事項を記入し、申込フォームに添付の上、申込受付期間中に申請してください。<br><br>※　https://logoform.jp/form/6KSu/1871492からもアクセスできます。 |
| 申込期間 | 令和８年 11 月６日（金）から令和８年 12 月３日（木）まで<br>【期間内受信有効】 |

※　インターネット（LOGO フォーム）による申込みは、申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申込みを受け付けた旨のメールが送信されますので、メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問い合わせ先までご連絡ください。

なお、システム整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

## 7　勤務条件等

⑴　給与　　給与は、文京区職員の給与に関する条例及び文京区の一般職の任期付職員の採用に関する条例に基づき支給します。

【例示】

39 歳（係長級）の場合　給料月額約 42 万円（年収　約 730 万円）

※　４年制の大学を卒業（23 歳で入区）した係長級７年目の職員と同等程度の経験年数等と想定し算出（行政職給料表（一）３級 49 号給）

・　上記はあくまで参考の数値であり、実際の額は経験年数等を踏まえて最終的に決定されます。

・　給料月額には、地域手当も含みます。

・　年収には、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。

・　その他条例の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

・　昇給は、原則として、年１回行われます。

⑵　勤務日　　原則として月曜日から金曜日まで

※　児童相談所の定める勤務時間によっては、変則勤務となる場合があります。

⑶　勤務時間　原則として午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（１日７時間 45 分、週 38 時間 45 分）

※　児童相談所の定める勤務時間によっては、変則勤務となる場合があります。

⑷　休暇等　　年間 20 日の年次有給休暇のほか、夏季休暇、慶弔休暇等が設けられています。

⑸　服　務　　任期中は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用になりますので、現在、民間企業や地方公共団体等に勤務している場合は、採用前に退職していただく必要があります。ただし、任期満了後に同じ民間企業等に再就職することについての制限はありません。

## 8　個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切に管理しています。文京区では提出された書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、第三者には提供いたしません。

また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄しています。

## 9　その他

○　採用にあたり、令和８年 12 月 25 日に施行される「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認の対象となる場合があります。犯罪事実確認の対象となる場合は、法令に基づく必要な手続に応じていただくこととなります。また、犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合は、こども性暴力防止法に基づき、対象業務に従事させないこと等の措置を講じることとなり、採用内定を取り消す場合がありますので、併せてご了承ください。

○　文京区では、男女雇用機会均等法に基づき、採用選考やインターンシップ等において、職員による性的な言動や必要性のない私的連絡など、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントを禁止しています。これらの行為を受けた場合や、そのおそれがある場合は、職員課人事係までご相談ください。相談者のプライバシーを保護し、相談したことを理由として採用選考等で不利益な取扱いを行うことはありません。

## 10　問合せ先

### ○　職務内容等に関すること

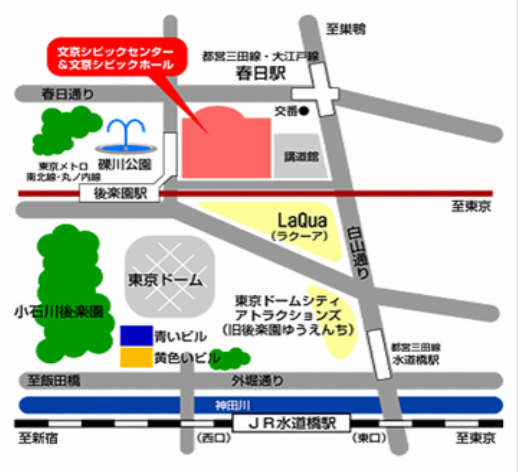
こども未来部児童相談所（東京都文京区小石川三丁目 14 番 7 号）
電話（直通）：０３（３８１１）５２１１

### ○　採用に関すること

総務部職員課人事係（文京シビックセンター17 階）
電話（直通）：０３（５８０３）１１４４

## 11　区役所案内図

文京区役所（文京シビックセンター）　〒112-8555 東京都文京区春日１－１６－２１




《交通》
◆東京メトロ　丸ノ内線・南北線
「後楽園」駅
５番出口直結・３番出口徒歩１分
◆都営地下鉄　三田線・大江戸線
「春日」駅
文京シビックセンター連絡口直結
◆ＪＲ　中央線
「水道橋」駅　徒歩９分